

激 甚 法 関 係

- 1 激甚関係法令集

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

	昭和37年 9月 6日	法律第150号	改正	平成 5年11月12日	法律第 89号
改正	昭和38年 3月31日	法律第 71号	"	平成 6年 6月29日	法律第 49号
"	昭和38年 7月11日	法律第133号	"	平成 6年 6月29日	法律第 57号
"	昭和38年 8月 1日	法律第162号	"	平成 6年 7月 1日	法律第 84号
"	昭和39年 7月 1日	法律第129号	"	平成 8年 5月31日	法律第 55号
"	昭和39年12月24日	法律第184号	"	平成10年 3月31日	法律第 22号
"	昭和40年 5月 1日	法律第 53号	"	平成10年 4月17日	法律第 40号
"	昭和40年 6月 2日	法律第108号	"	平成10年 9月28日	法律第110号
"	昭和41年 3月31日	法律第 27号	"	平成10年10月 2日	法律第114号
"	昭和42年 6月26日	法律第 43号	"	平成11年 7月16日	法律第 87号
"	昭和42年 7月13日	法律第 56号	"	平成11年12月22日	法律第160号
"	昭和42年 7月29日	法律第 98号	"	平成11年12月22日	法律第222号
"	昭和44年 6月10日	法律第 41号	"	平成12年 5月12日	法律第 59号
"	昭和44年12月 9日	法律第 83号	"	平成12年 5月31日	法律第 98号
"	昭和44年12月 9日	法律第 85号	"	平成12年 5月31日	法律第 99号
"	昭和45年 5月18日	法律第 69号	"	平成13年12月 7日	法律第146号
"	昭和46年11月29日	法律第115号	"	平成14年 7月31日	法律第 98号
"	昭和47年12月 8日	法律第131号	"	平成14年11月22日	法律第109号
"	昭和48年 7月 5日	法律第 46号	"	平成14年11月29日	法律第119号
"	昭和49年12月28日	法律第117号	"	平成15年 4月30日	法律第 31号
"	昭和50年 7月11日	法律第 60号	"	平成17年 7月 6日	法律第 82号
"	昭和50年 7月11日	法律第 61号	"	平成17年10月21日	法律第102号
"	昭和50年10月27日	法律第 69号	"	平成17年11月 7日	法律第123号
"	昭和53年 7月 5日	法律第 87号	"	平成19年 4月23日	法律第 30号
"	昭和53年10月27日	法律第 97号	"	平成19年 5月25日	法律第 58号
"	昭和55年 6月10日	法律第 80号	"	平成19年 6月 1日	法律第 70号
"	昭和56年 4月10日	法律第 21号	"	平成22年12月10日	法律第 71号
"	昭和56年 6月11日	法律第 79号	"	平成23年 8月30日	法律第105号
"	昭和57年 5月13日	法律第 45号	"	平成24年 6月27日	法律第 51号
"	昭和57年 5月18日	法律第 50号	"	平成24年 8月22日	法律第 67号
"	昭和57年 8月31日	法律第 87号	"	平成25年 6月21日	法律第 57号
"	昭和59年 4月27日	法律第 19号	"	平成26年 4月23日	法律第 28号
"	昭和59年 5月11日	法律第 28号	"	平成27年 5月20日	法律第 22号
"	昭和59年 7月13日	法律第 54号	"	平成27年 5月27日	法律第 29号
"	昭和61年 5月16日	法律第 50号	"	平成28年 3月31日	法律第 17号
"	昭和63年 3月31日	法律第 14号	"	平成28年 5月20日	法律第 47号
"	平成 2年 6月27日	法律第 50号			
"	平成 2年 6月29日	法律第 58号			
"	平成 5年 5月21日	法律第 48号			

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第2条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行う場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前2項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(特別の財政援助及びその対象となる事業)

第3条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

(2) 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

(3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第24条第1項において同じ。）の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用

を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- (6) の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
- (6) の3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (11) 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

(11) の2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(第17条第1項において「特定私立幼稚園」という。)の災害復旧事業

(12) 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの(他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。)

(13) 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業(他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。)

(14) 激甚災害の発生に伴い侵入した水で浸水状態が政令で定める程度に達するもの(以下「湛水」という。)の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 前項第6号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第56条の2第1項第1号に該当しないもの(地方公共団体が設置したものを除く。)が同項第2号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第56条の3の規定を準用する。

(特別財政援助額等)

第4条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額(以下この条において「特別財政援助額」という。)は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第1項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

(1) 激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該

都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第4項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の100分の10をこえ、100分の50までに相当する額については、100分の50

- (2) 前号に規定する標準税収入の100分の50をこえ、100分の100までに相当する額については、100分の55
 - (3) 第1号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の200までに相当する額については、100分の60
 - (4) 第1号に規定する標準税収入の100分の200をこえ、100分の400までに相当する額については、100分の70
 - (5) 第1号に規定する標準税収入の100分の400をこえ、100分の600までに相当する額については、100分の80
 - (6) 第1号に規定する標準税収入の100分の600をこえる額に相当する額については、100分の90
- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。
- 3 前2項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行うものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。
- 4 前条第1項第12号から第14号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行う。
- 5 激甚災害に係る前条第1項第5号から第6号の3まで及び第9号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第11号の2に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の12分の1に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。
- 6 第1項から第3項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

第5条 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。)の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。)又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業(当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。)については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

(1) 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

(2) 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費(その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部

2 前項第1号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額(災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。)のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ10分の9の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3 前2項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助)

第10条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が10分の9を下らない率による

補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が10分の9をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第24条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、1箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の100分の50、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の100分の65に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については100分の90の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前2項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

- 4 第1項又は第2項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

	昭和37年10月10日	政令第403号	〃	平成10年3月31日	政令第102号	
改正	昭和38年7月11日	政令第247号	〃	平成10年4月17日	政令第161号	
	〃	昭和38年7月22日	政令第271号	〃	平成10年10月30日	政令第351号
	〃	昭和39年7月11日	政令第244号	〃	平成10年12月28日	政令第421号
	〃	昭和40年2月11日	政令第14号	〃	平成11年10月29日	政令第346号
	〃	昭和41年4月14日	政令第119号	〃	平成12年3月29日	政令第121号
	〃	昭和42年9月18日	政令第298号	〃	平成12年3月29日	政令第132号
	〃	昭和44年6月13日	政令第158号	〃	平成12年6月7日	政令第303号
	〃	昭和46年11月29日	政令第360号	〃	平成12年6月23日	政令第361号
	〃	昭和47年8月17日	政令第314号	〃	平成12年12月27日	政令第553号
	〃	昭和47年12月8日	政令第417号	〃	平成14年4月1日	政令第142号
	〃	昭和50年3月10日	政令第26号	〃	平成14年12月18日	政令第385号
	〃	昭和50年10月24日	政令第306号	〃	平成15年10月22日	政令第459号
	〃	昭和50年10月28日	政令第310号	〃	平成16年4月1日	政令第144号
	〃	昭和53年7月5日	政令第282号	〃	平成17年4月1日	政令第143号
	〃	昭和53年7月11日	政令第286号	〃	平成19年2月23日	政令第31号
	〃	昭和53年10月27日	政令第359号	〃	平成19年3月9日	政令第44号
	〃	昭和56年4月17日	政令第131号	〃	平成19年3月22日	政令第55号
	〃	昭和57年5月13日	政令第137号	〃	平成19年8月3日	政令第235号
	〃	昭和57年8月31日	政令第237号	〃	平成20年5月2日	政令第175号
	〃	昭和59年4月27日	政令第119号	〃	平成20年9月19日	政令第297号
	〃	昭和59年5月11日	政令第129号	〃	平成22年4月23日	政令第123号
	〃	昭和59年5月18日	政令第149号	〃	平成24年1月27日	政令第19号
	〃	昭和59年11月2日	政令第315号	〃	平成25年2月6日	政令第28号
	〃	昭和62年4月3日	政令第116号	〃	平成27年1月30日	政令第30号
	〃	昭和62年6月9日	政令第203号	〃	平成27年3月27日	政令第110号
	〃	昭和62年12月25日	政令第410号	〃	平成27年3月31日	政令第129号
	〃	昭和63年9月13日	政令第270号	〃	平成27年7月17日	政令第273号
	〃	平成2年11月9日	政令第325号	〃	平成27年12月16日	政令第421号
	〃	平成3年1月25日	政令第6号	〃	平成28年11月24日	政令第353号
	〃	平成5年11月8日	政令第352号			
	〃	平成6年12月21日	政令第398号			
	〃	平成7年6月14日	政令第238号			

第1章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(特定地方公共団体の基準等)

第1条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村は、その年に発生した激甚災害(法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により当該事項に係る法の規定の適用が指定された災害をいう。以下同じ。)に係る法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の負担額を合算した額の当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該都道府県又は市町村の標準税収入(法第4条第1項第1号の標準税収入をいう。以下同じ。)に対する割合が都道府県にあつては100分の10、市町村にあつては100分の5を超えるものとする。

2 前項の都道府県又は市町村は、同項の事業に関する主務大臣が告示する。

(政令で定める公共土木施設)

第2条 法第3条第1項第2号の政令で定める施設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げる公共土木施設で、法第3条第1項第2号に掲げる事業に係る国の負担割合が3分の2未満のものとする。

(堆積土砂に関する施設等の範囲)

第3条 法第3条第1項第12号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設(当該施設に係る堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除が当該施設の維持又は修繕に属する事業として当該事業に関する主務大臣が認めるものを除く。)とする。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川

(2) 道路法(昭和27年法律第180号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による道路

(3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園その他地方公共団体が設置し、及び管理する公園及び緑地(自然公園法(昭和32年法律第161号)による自然公園を除く。)

(4) 下水道法(昭和33年法律第79号)による公共下水道(終末処理場

を除く。)及び都市下水路

(5) 地方公共団体又はその機関が管理する運河(これに附属する公共施設を含む。)溝渠及び広場

(6) 地方公共団体が維持管理する貯木場及び木材流送路(以下次条、第11条及び第21条において「林業用施設」という。)

(7) 漁業法(昭和24年法律第267号)による漁業権の設定されている水域(以下次条及び第11条において「漁場」という。)

(堆積の程度)

第4条 法第3条第1項第12号の政令で定める程度は、次の各号のいずれかに掲げる程度とする。

(1) 1の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下この条及び第21条において「堆積泥土等」という。)のうち、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある排除事業の対象となる堆積泥土等、国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行う排除事業の対象となる堆積泥土等並びに林業用施設及び漁場の区域内の堆積泥土等を除いた堆積泥土等(以下「特定堆積泥土等」という。)の量が3万立方メートル以上であること。

(2) 1の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、2千立方メートル以上の一団をなす特定堆積泥土等又は50メートル以内の間隔で連続する特定堆積泥土等でその量が2千立方メートル以上であるものについて当該市町村が施行する排除事業の事業費の合計額が、当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の10分の1に相当する額を超えること。

(3) 1の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が1万立方メートル以上であること。

(4) 1の市町村の地先の漁場の区域において、樹木を除く堆積泥土等の量が5万立方メートル以上であり、かつ、平均の堆積高が20センチメートル以上であること、又は堆積泥土等である樹木が1,000本以上であり、かつ、1平方キロメートル当たり200本以上であること。

(浸水状態の程度)

第5条 法第3条第1項第14号の政令で定める程度は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上であることとする。

(市町村の特別財政援助額の算定方法)

第6条 特定地方公共団体(法第3条第1項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。)である市町村に係る法第4条第1項に規定する特別財政援助額(以下「特別財政援助額」という。)は、法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

- (1) 激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の100分の5をこえ、100分の10までに相当する額については、100分の60
- (2) 前号に規定する標準税収入の100分の10をこえ、100分の100までに相当する額については、100分の70
- (3) 第1号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の200までに相当する額については、100分の75
- (4) 第1号に規定する標準税収入の100分の200をこえ、100分の400までに相当する額については、100分の80
- (5) 第1号に規定する標準税収入の100分の400をこえる額に相当する額については、100分の90

(事業ごとの地方公共団体の負担額)

第7条 法第4条第1項に規定する法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

- (1) 都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設及び同法第44条の2に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第16項に規定する結核指定医療機関(以下この条及び第12条において「児童厚生施設等」という。)に係る事業を除く。)で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大

臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額（法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。）から国が負担し、又は補助する額を控除した金額

- (2) 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港務局という。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第287条の3第2項（同法第291条の13において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額
- (3) 国が施行する事業で都道府県又は市町村が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額
- (4) 国が施行する事業で第2号に規定する組合又は港務局が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額に対する同号に規定する分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額
- (5) 市町村（市町村の組合を含む。）が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額、市町村にあつては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による当該市町村の分担額からその分担額に対応する国及び都道府県の負担額を控除した金額）
- (6) 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。以下この号及び第9条第4項において同じ。）が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助す

るものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額）

（ 7 ） 都道府県又は市町村が施行する事業でその事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）については、査定事業費の額

2 法第3条第1項第5号から第10号までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、1の施設についてその復旧に要する費用の額が60万円（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第12条第1項第1号において「幼保連携型認定こども園等」という。）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第12項に規定する感染症指定医療機関（同条第16項に規定する結核指定医療機関を除く。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（第12条第1項第1号において「特定私立幼稚園」という。）については、30万円）未満のものは、算入しないものとする。

（特別財政援助額の事業別の交付等の方法）

第8条 国は、特定地方公共団体に係る特別財政援助額を次の算式により法第3条第1項各号に掲げる事業ごとに分割し、その分割した特別財政援助額（以下「事業別財政援助額」という。）の当該各事業に係る査定事業費の額等に対する割合を、次項から第4項まで又は次条に定めるところによ

- り、これらの事業に係る国の負担割合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を減少するものとする。
- 2 前条第1項第1号又は第2号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る国の負担割合に加算し、同項第3号又は第4号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る特定地方公共団体の負担割合から減少するものとする。
 - 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業については、これらの事業を一の事業とみなして第1項の規定を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第1項第1号又は第3号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第2号又は第4号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合（同項第2号又は第4号に該当する事業にあつては、その割合に当該組合の規約又は港務局の定款で定める特定地方公共団体の分担割合を乗じて得た割合）を前項に規定する事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合とみなして同項の規定を適用するものとする。
 - 4 前条第1項第7号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をその事業に係る交付金の割合とする。
- 第9条 第7条第1項第5号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額を合算した額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合に加算するものとし、特定地方公共団体である都道府県の負担割合にあつては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合から減少するものとする。
- 2 市町村（市町村の組合を含む。）が施行する第7条第1項第6号に掲げる事業については、当該事業を施行する市町村又は当該事業を施行する市町村の組合を組織する市町村が特定地方公共団体である場合においては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該市町村の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該事業に係る都道府県の負担割合に加算するものとする。
 - 3 前項の規定により都道府県が特定地方公共団体である市町村又はその組織する組合に対して事業別財政援助額を交付する場合における当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する国の負担割合は、国が他の法令の

規定により都道府県に交付する負担金又は補助金の額に市町村の事業別財政援助額（当該都道府県が特定地方公共団体である場合には、更に、都道府県の事業別財政援助額を加算した金額）を合算した金額の同項の規定により都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合とする。

- 4 前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は補助する第7条第1項第6号に掲げる事業については、都道府県の事業別財政援助額の当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合をそれぞれの事業に係る国の負担割合に加算するものとする。

（事業別財政援助額等に係る割合の算定）

第10条 前2条の規定により算定する事業別財政援助額の査定事業費の額等に対する割合は、小数点以下3位まで算出するものとし、4位以下は、四捨五入するものとする。

（排土排水事業に係る主務大臣の区分）

第11条 法第4条第4項の政令で定める区分は、法第3条第1項第12号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものを除く。）、同項第13号に掲げる事業及び同項第14号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の浸水地域に係るものにあつては、国土交通大臣、同項第12号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものに限る。）及び同項第14号に掲げる事業で国土交通大臣の所掌に属するもの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

（事業別財政援助額に係る国の交付金の交付等）

第13条 第8条又は第9条の規定による事業別財政援助額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第3条第1項各号に掲げる事業に係る負担金若しくは補助金の額又は当該事業の実施状況等に応じて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

- 2 この章に定めるもののほか、法第4条の規定による特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、法第3条第1項各号に掲げる事業に関する主務大臣が定める。

第2章 農林水産業に関する特別の助成

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域）

第14条 法第5条第1項の政令で定める地域は、農地及び農業用施設の災害

復旧事業（法第5条第1項に規定する災害復旧事業をいう。以下この条及び次条から第19条までにおいて同じ。）並びに農業用施設の災害関連事業（法第5条第1項に規定する災害関連事業をいう。以下この条及び次条から第18条までにおいて同じ。）に係るものにあつては第1号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第2号に掲げる区域とする。

（1） その市町村の区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、当該経費につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により国が補助する額又は通常国が補助する額を差し引いて得た額（以下この条及び次条から第17条までにおいて「通常補助控除額」という。）の総額が、その市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を2万円に乘じて得た額をこえる市町村の区域

（2） （略）

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額）

第15条 法第5条第2項の政令で定める額は、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るものにあつては第1号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第2号に掲げる額とする。

（1） 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を1万円に乘じて得た額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

（2） （略）

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額の区分）

第16条 前条各号に掲げる額に相当する部分の額は、次の各号に掲げる事業

ごとに、当該各号に掲げる額に区分するものとする。

(1) 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業

イ 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設（以下この号において「農地等」という。）について、その年に発生した激甚災害に係る通常補助控除額の総額（以下この条において「市町村別通常補助控除総額」という。）のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けた者の総数を1万円に乗じて得た額をこえ2万円に乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ロ 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を2万円に乗じて得た額をこえ6万円に乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ハ 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を6万円に乗じて得た額をこえる部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

(2) (略)

(農地等の災害復旧事業等に係る特別補助の率)

第17条 法第5条第2項の政令で定める率は、次のとおりとする。

(1) 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るもの

イ 前条第1号イに規定する額については、10分の7

ロ 前条第1号ロに規定する額については、10分の8

ハ 前条第1号ハに規定する額については、10分の9

(2) (略)

(農地等の災害復旧事業等に係る補助金の交付等)

第18条 法第5条第1項の規定により国が補助する額のうち農地、農業用施

設又は林道の災害復旧事業に係るものの交付については、その額を暫定措置法第3条第1項の規定による補助金とみなして同法の規定を適用する。この場合において、補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、特別措置適用申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 法第5条第1項の規定により国が補助する額のうち農業用施設又は林道の災害関連事業に係るものは、通常の補助とあわせて、農林水産大臣の定めるところにより交付する。

(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助の対象となる区域等)

第22条 法第10条の政令で定める区域は、激甚災害に伴う破堤又は溢〔い〕つ〕流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域とする。

- 2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。
- 3 国が法第10条の規定により補助を行うことができる場合は、土地改良区又は土地改良区連合が、第1項の区域のうち、浸水面積について農林水産大臣が財務大臣と協議して定める一定割合以上の面積が土地改良区の地区である区域について、湛〔たん〕水の排除事業を施行する場合とする。

第4章 その他の特別の財政援助及び助成

(公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域)

第43条 法第24条第1項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

- (1) 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額をこえる地方公共団体であつて、その年に発生した法第3条第1項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で1箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの(以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。)及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。)の施設に係る災害復旧事業で1学校ごとの費用が10万円を超えるもの(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)第3条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。)の事業費に充てるため発行

について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第1項及び第45条第1項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあつては800万円、指定都市以外の市で人口30万人以上のものにあつては400万円、人口30万人未満10万人以上の市にあつては250万円、人口10万人未満5万人以上の市にあつては150万円、その他の市及び町村にあつては80万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

- イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第3条第1項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの
 - ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第3条第1項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの
 - ハ 暫定措置法第3条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第5条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの
- (2) 法第24条第1項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下この項において同じ。）に適用する場合にあつては、その年に発生した法第3条第1項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額をこえる地方公共団体（前号に該当する地方公共団体を除く。）
- (3) 法第24条第1項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第3条第1項

の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体（前2号に該当する地方公共団体を除く。）

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

（農地等の小災害債の対象となる事業の施行市町村）

第44条 法第24条第2項の政令で定める市町村は、その年に発生した法第5条の規定の適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で暫定措置法第3条の規定によりその事業費を国が補助するもの及び同法第2条第6項に規定する災害復旧事業（同条第7項に規定する災害復旧事業とみなされるものを含む。）に相当する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの（以下「農林業施設小災害復旧事業」という。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であつて、当該激甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため、法第24条第2項に規定する額の範囲内で発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を超えるものとする。

2 前項の市町村は、総務大臣が告示する。

（特に被害の著しい地域及びその地域における農地等の小災害債の起債割合等）

第45条 法第24条第2項に規定する特に被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第1項第1号に掲げる地域とし、法第24条第2項の規定を林道に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第1項第2号に掲げる地域とする。

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

3 法第24条第2項の政令で定める部分は、第1項の地域において施行される農地、農業用施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災害復旧事業の事業費のうち5分の3に相当する部分とし、同項の政令で定める率は100分の90とする。

（公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業費の範囲）

第46条 公共土木施設小災害復旧事業、公立学校施設小災害復旧事業又は農林業施設小災害復旧事業に係る事業費は、工事費及び事務雑費とする。

(地方債の利息の定率及び償還方法)

第47条 法第24条第1項及び第2項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法第5条第4号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

2 法第24条第1項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度の翌年度以降10年以内の年賦(うち2年以内の据置期間を含む。)によるものとし、同条第2項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度の翌年度以降4年以内の年賦(うち1年以内の据置期間を含む。)によるものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令

	昭和38年1月19日	農林省令第4号
改正	昭和53年7月5日	農林省令第49号
〃	平成24年1月30日	農林水産省令第5号
〃	平成27年1月20日	農林水産省令第3号
〃	令和元年12月27日	農林水産省令第51号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第18条第1項の規定に基づき、激甚〔じん〕災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令を次のように定める。

農林大臣

（特別措置適用申請書の提出期限）

第1条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書は、災害発生年の翌年の1月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、この限りではない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

（特別措置適用申請書の様式）

第2条 前条の特別措置適用申請書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（特別措置適用申請書の提出期限の特例）

2 平成23年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「1月31日（災害による被害状況の把握が著しく

困難であると福島県知事が認める市町村において実施する附則第2項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年の1月31日)」とする。

- 3 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業（激甚{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「1月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する附則第3項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、平成28年1月31日）」とする。

附 則（昭和53年7月5日 農林省令第49号）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月30日 農林水産省令第5号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月20日 農林水産省令第3号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日 農林水産省令第51号）

この省令は、公布の日から施行する。

4 農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用 申請書の様式

	昭和38年1月23日	農林省告示第 66号
改正	昭和47年9月7日	農林省告示第1622号
〃	昭和53年7月5日	農林省告示第 793号
〃	令和元年5月7日	農林水産省告示第 32号
〃	令和2年12月21日	農林水産省告示第2445号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第4号）第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を次のように定める。

農林大臣

年災害復旧事業特別措置適用申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年に発生した激甚災害により被害を受けた別表の市（町村）内における農地及び農業用施設の災害復旧事業について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条の規定による補助の特別措置の適用を受けたく申請する。

別表

郡（支庁）市町村名

災害別	事業別	当該市町村の総事業費 (A)	耕作の事業を行う者の実数 (B)	暫定措置法による補助額				特別財政援助法による補助額								補助額合計 (M)	特別措置適用後の補助率 (N)
				補助率	補助額 (C)	通常補助控除額		1万円までの部分	1万円をこえ2万円までの部分		2万円をこえ6万円までの部分		6万円をこえる部分		補助額計 (L)		
						総額 (D)	1人当りの額	負担額 (E)	負担額 (F)	補助額 (G)	負担額 (H)	補助額 (I)	負担額 (J)	補助額 (K)			
激甚災害	農地	円	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	農業用施設																
	災害関連			0.500													
	計																
その他の災害	農地																
	農業用施設																
	災害関連			0.500													
	計																
合計																	

- 注1 この表は、市町村ごとに別葉として作成すること。
- 2 旧市町村の区域に関し特別措置適用の申請をする市町村については、郡（支庁）市町村名の次に、旧市町村名及びその旧市町村が現市町村に合併した年月日をかっこ書で併記すること。
 - 3 A欄には、災害別の区分に従ってそれぞれ農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業の事業費を記入すること。
 - 4 B欄には、災害別の区分に従い附表2の「年災別箇所別災害復旧事業費等内訳」の中の当年災の項の耕作の事業を行う者の数実数欄の小計の数値を記入すること。
 - 5 C欄には、暫定措置法第3条第2項又は第3条の2の規定により補助率増高又は連年災害補助率適用の申請をする市町村についてはA欄の事業費に附表の1「暫定措置法による補助率算定表」によって算定した補助率（災害関連は0.500）を乗じて得た額を記入すること。
 - 6 D欄には、A欄の額からC欄の額を減じて得た額を記入すること。
 - 7 E欄の計は、1万円にB欄の数値を乗じて得た額を記入し、その額をD欄の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
 - 8 F欄は、E欄と同じ要領で記入すること。
 - 9 G欄には、F欄の額に10分の7の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 10 H欄の計は、4万円にB欄の数値を乗じて得た額（D欄の計の額が6万円にB欄の数値を乗じて得た額より少額である場合は、D欄の計の額からE欄及びF欄の計の額を減じて得た額）を記入し、その額をD欄の額の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
 - 11 I欄には、H欄の額に10分の8の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 12 J欄の計は、D欄の計の額が6万円にB欄の数値を乗じて得た額より多額である場合にD欄の計の額からE欄、F欄及びH欄の計の額を減じて得た額を記入し、その額をD欄の額の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
 - 13 K欄には、J欄の額に10分の9の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 14 L欄には、G欄、I欄及びK欄の額の合計額を記入すること。
 - 15 M欄には、C欄及びL欄の額の合計額を記入すること。
 - 16 N欄には、M欄の額をA欄の額で除して褐た率を小数点以下4位を4捨5入して3位まで記入すること。
 - 17 金額の単位は円とし、円未満は4捨5入すること。ただし、通常補助控除額1人当たりの額欄は、円未満は切上げること。

別表の1

暫定措置法による補助率算定表

市町村名	区分	当該市町村の総事業費			耕作の事業 を行う者の 実数	1人当たり の事業費 (B)	補助率	
		農地	農業用施設	計 (A)			農地	農業用施設
	単年災	円	円	円	人	円		
	連年災							
	単年災							
	連年災							
	単年災							
	連年災							

注 1 暫定措置法第3条第2項又は第3条の2の規定により旧市町村の区域に関し補助率増嵩又は連年災害補助率適用の申請をする市町村については、市町村名の下に、旧市町村名及びその旧市町村が現市町村に合併した年月日をかっこ書きで併書すること。

2 当該市町村の総事業費欄の上段には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、下段には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害復旧事業費の額を記入すること。

3 耕作の事業を行う者の実数欄には、附表の2「年災別箇所別災害復旧事業費等内訳」中の耕作の事業を行う者の数実数欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。

4 補助率欄は、1人当たりの事業費欄の額が少額の段は記入を要しない。

5 補助率は、B欄の額が8万円以下のときは、農地にあたっては0.500、農業用施設にあたっては0.650とし、B欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあたっては $\frac{80,000 \times 0.500 + (B - 80,000) \times 0.800}{B}$ 、農業用施設にあたっては $\frac{80,000 \times 0.650 + (B - 80,000) \times 0.900}{B}$ とし、B欄の額が15万円をこえるときは、農地にあたっては $\frac{80,000 \times 0.500 + (150,000 - 80,000) \times 0.800 + (B - 150,000) \times 0.900}{B}$ 、農業用施設にあたっては $\frac{80,000 \times 0.650 + (150,000 - 80,000) \times 0.900 + (B - 150,000) \times 1.000}{B}$ として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること。

ただし、沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率は、B欄の額が8万円以下のときは、農地および農業用施設いずれも0.800とし、B欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては $\frac{B \times 0.800}{B}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \times 0.800 + (B - 80,000) \times 0.900}{B}$ とし、B欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては $\frac{150,000 \times 0.800 + (B - 80,000) \times 0.900}{B}$ とし、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \times 0.800 + (150,000 - 80,000) \times 0.900 + (B - 150,000) \times 1.000}{B}$ として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること。

- 6 連年災の補助率が適用されない市町村（単年災のBが4万円以下又は連年災のBが10万円以下の市町村）については、連年災の段は記入しない。

別表の2

年災別箇所別災害復旧事業費等内訳

市

年災別	箇所番号	事業主体別	事業費			耕作の事業を行う者の数		摘要	
			農地	農業用施設	計	延数	実数		
前前年災			円	円	円				
	計								
前年災									
	計								
当年災	激甚災害								
	小計								
	その他の災害								
小計									
合計									

町村名

- 注1 連年災の補助率の適用されない市町村については、当年災のみ記入すること。
- 注2 激甚災害については、摘要欄に被災月日を記入すること。
- 注3 耕作の事業を行う者の数実数欄の当年災の計は、災害別に区分しないで年間を通じた数値を、同欄の合計は、附表の3「耕作者名簿」中の氏名欄の計の数値を記入すること。

附表の3

耕 作 者 名 簿

市町村

名

住 所 (市町村字番地)	氏 名	本人の該当する箇所及び番地							
		前 前 年 災		前 年 災		当 年 災			
		箇所番号	地 番	箇所番号	地 番	激 甚 災 害		その他の災害	
						箇所番号	地 番	箇所番号	地 番
計	人	延箇所数		延箇所数		延箇所数		延箇所数	

注 連年災害の補助率が適用されない市町村については、当年災の欄のみ記入すること。

5 激甚災害指定基準

中央防災会議決定	昭和37年12月7日
改正	昭和40年2月17日
〃	昭和47年8月11日
〃	昭和56年4月10日
〃	昭和56年10月14日
〃	昭和57年9月10日
〃	昭和58年7月9日
〃	平成12年3月24日
〃	平成12年10月31日
〃	平成19年2月27日
〃	平成21年3月10日
〃	平成28年2月9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農

地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3 法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)の措置は、法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害(当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る。)は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4 法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のお

おおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。昭和56年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年9月10日改正の指定基準は、昭和57年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和58年7月9日改正の指定基準は、昭和58年5月26日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成12年10月31日改正の指定基準は、平成12年9月8日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準

は、平成27年4月1日以後に発生した災害に適用。

6 局地激甚災害指定基準

中央防災会議決定	昭和43年11月22日
改正	昭和46年10月11日
〃	昭和56年10月14日
〃	昭和58年6月11日
〃	平成12年3月24日
〃	平成19年2月27日
〃	平成19年4月19日
〃	平成20年7月3日
〃	平成21年3月10日
〃	平成23年1月13日
〃	平成28年2月9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）

- (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）
- (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村
- (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する災害
- 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る

要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用。

7 市町村の合併の特例に関する法律（抄）

平成16年5月26日 法律第59号
最終改正 令和3年5月10日 法律第31号

（目的）

第1条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の円滑化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第19条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

8 市町村の合併の特例に関する法律施行令（抄）

平成17年3月18日 政令第55号
最終改正 令和3年8月25日 政令第237号

（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）

第38条 法第19条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- 2 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律（平成23年法律第40号）

- 2 激甚災害に係る湛水排除事業

§ 1 激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱

昭和47年11月10日 47農地D第 843号
最終改正 令和2年3月30日 元農振 第3685号
(農林事務次官から、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事あて)

(趣 旨)

第1 激甚災害に係る湛水の排除事業に関する事務の取扱については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「法」という)および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「令」という)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(湛水排除事業の範囲)

第2 国が補助する湛水排除事業は、法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害による破堤または溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域について、土地改良区または土地改良区連合(以下「土地改良区等」という)が湛水の排除のために行なう堤防の切開(埋戻しを含む)、水路の掘さくもしくは断面の拡大、機械排水、仮締切、サイホンの設置または排水樋門もしくは水門の改築等の事業によって排除される湛水の量が30万立方メートルをこえないものを除く。

2 前項の一団の地域は、最大湛水面積のおおむね50パーセント以上の地域が土地改良区等の地区である地域とする。

(国が補助する経費の範囲等)

第3 国が補助する湛水排除事業の事業費は、当該湛水排除事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地補償費並びに船舶及び機械器具費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知)に準ずるものとする。

2 次に掲げる経費は、湛水排除事業の事業費に含めないものとする。

(1) 既設排水機の運転に要した経費のうち通常運転のために要した部分

- (2) 排水機の購入に要した経費のうちその55パーセントに相当する額をこえる部分
- (3) 船舶の購入に要した経費
- (4) 排水樋門又は水門の新設に要した経費
- (5) 他の法令により国が負担し、又は補助する工事に要した経費
(湛水報告等)

第4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において湛水被害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の被害のうち土地改良区等が実施する湛水排除事業を確認のうえ湛水被害発生後20日以内に、湛水排除事業確認報告書（別紙様式第1）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。
(湛水排除事業の実施等)

第5 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に発生した湛水被害について、土地改良区等が湛水排除事業を実施するときは、次の各号について適切な指導を行うものとする。

- (1) 工事の実施に当っては、関係機関と密接な連絡を図り、迅速かつ確実な施行を図ること
- (2) 河川の締切、堤防の切開等を行う必要がある場合には、河川等の管理者と十分に協議するとともに当該工事の施工が他の災害の発生原因となることのないようにすること
- (3) 機械排水を行なう場合には、既設排水機の運転によるほか、国または地方公共団体の管理している排水機の活用を図ること
- (4) 工事は、責任者の指導監督のもとに実施し、危険防止に万全を期すること

2 都道府県知事は、湛水排除事業を実施する土地改良区等に対し、次の書類等を整備させるものとする。

- (1) 湛水排除事業を実施することについての土地改良区等の決議書または議事録
- (2) 湛水排除事業出来高調書（別紙様式第2）
- (3) 現金出納に関する帳簿
- (4) 経費の整理に関する帳簿

- (5) 出面を証する帳簿
- (6) 工事に用いた資材等の検収および受払を証する帳簿
- (7) 工事日誌
- (8) 工事の施工を示す写真
- (9) その他工事の施行を証する書類

(湛水排除事業出来高調書等の提出)

第 6 都道府県知事は、法第10条の規定による国の補助を受けようとするときは、湛水排除事業出来高調書に総括表（別紙様式第3）を添え、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

(事業費の決定)

第 7 農林水産大臣は第 6 の規定により湛水排除事業出来高調書等を受領したときは、係官を現地に派遣し、財務省立会のもとに関係書類等により事業の実施状況を調査し、適正な事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

(事業の監督)

第 8 農林水産大臣は、国の補助を受ける都道府県知事に対し、その補助を受けて湛水排除事業を行う土地改良区等に対して当該都道府県知事が行う当該事業の施行に関する指導監督の適正化を図るため必要があるときは、報告を求めまたは指示をするものとする。

(補助金の交付手続)

第 9 国が補助する場合の補助金の交付に関する手続については、別に定めるものとする。

別紙様式第 1

湛水排除事業確認報告書

都道府県名

団地名	湛水期間 月 日 より 月 日 (見込)	湛水地域 都市町村 字 名	湛水排除 事業を行 なう土地 改良区等 の名称	最大湛水時の浸水区域 の面積(ha)			浸水面積が引き続き 1 週 間以上 30ha 以上であっ た区域の面積(ha)			排除を要する湛水量(m3)				推 定 事業費 千円	摘 要
				土地改 良区等 の区域	その他 の区域	計	土地改 良区等 の区域	その他 の区域	計	自 然 排 水	機 械 排 水	工事等に よる排水	計		
計															

添付図等

1. 位置図 (5 万分の 1 又は 2 万 5 千分の 1 図)
2. 平面図 (最大湛水時の浸水区域及び浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30ヘクタール以上であった区域等を記入すること。)
3. 被災写真

別紙様式第 2

湛水排除事業出来高調書

- 1. 団 地 名
- 2. 所 在 地
- 3. 事業主体名
- 4. 湛水状況等

(1) 湛水の原因（湛水の原因となった災害名および湛水の直接原因等を記入すること。）

(2) 湛水期間 自 令和 年 月 日 } 日間
 至 令和 年 月 日 }

(3) 湛水面積及び湛水排除量

市町村名	最大湛水時の浸水区域の面積(ha)				浸水面積が引き続き 1 週間以上 30ha 以上であった区域の面積(ha)				湛水排除量(m3)				摘 要
	土地改 良区等 の区域 (A)	その他 の区域 (B)	計 (C)	A/C %	土地改 良区等 の区域 (A)	その他 の区域 (B)	計 (C)	A/C %	自 然 排水量	機 械 排水量	工事等 による 排水量	計	

5. 事業の実施状況

(1) 事業費総括表

費 目	数 量	単 位	金 額	摘 要
工 事 費			千円	
本工事費				
揚水機工				
排水路工				
工				
附帯工事費				
工				
用地補償費				
船舶および機械				
器具費				
工事雑費				
事務雑費				
計				

(2) 工工事明細書

費 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) 工事明細書には、数量計算表、単価表、排水機の運転時間等の算出基礎を添付すること。

(3) 添付図等

- ア 位置図（5万分の1又は2万5千分の1図）
- イ 平面図（湛水区域（最大湛水区域及び1週間後の湛水区域）、排水系等（原状排水系統及び湛水排除事業の排水系統）、締切堤、排水機、排水路等湛水排除に係る工事の位置を記入すること。）
- ウ 縦横断面図
- エ 構造図
- オ 被災写真

別紙様式第3

総 括 表

都道府県名

団地名	湛水期間 自月 日至月 日 日間	所在地 都市町 村	土地改良区 等の名称	最大湛水時の浸水区域 の面積 (ha)			浸水面積が引き続き1週間 以上30ha以上であった区 域の面積 (ha)			湛水排除量(m ³)				事業費 千円	摘要
				土地改良区等の 地区	その他の 地区	計	土地改良区等の 地区	その他の 地区	計	自然 排水	機械 排水	工事 による 排水	計		
計															

§ 2 激甚災害に係る湛水排除事業査定要領

	昭和47年11月10日	47農地D第844号
改正	昭和49年10月3日	49構改D第804号
"	昭和53年7月5日	53構改A第1092号
"	昭和53年9月28日	53構改D第684号
"	昭和56年6月30日	56構改D第447号

(農地局長から、地方農政局長、沖縄総合事務局長あて)

(趣旨)

第1 激甚災害に係る湛水排除事業の査定は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「法」という。)同法施行令(昭和37年政令第403号。以下「令」という)及び激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱(昭和47年11月10日付け47農地D第843号農林事務次官依命通知。「以下「要綱」という)に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

(事業採択の基準等)

第2 要綱第2に規定する「一団の地域」とは、次のものをいう。

- (1) 自由水面でつながっているか、又は樋管、水路、サイフォン等の施設で連絡した同一排水系統であるもの
- (2) 堤防、道路等で隔離された団地であって、一方の団地の排水を他方の団地を通じて二段排水を必要とするもの
- (3) 湛水時自由水面でつながっていた地域で湛水排除事業等により道路、堤防等で隔離されたもの

2 湛水排除事業は、応急排除のための堤防の切開若しくは埋戻し、水路(送水管、サイフォン、暗渠等を含む。)の改修若しくは新設、樋門、水門等の改修若しくは改築、排水機(付属品及び排水機専用動力機を含む。以下同じ。)の輸送、据付け、撤去(購入に係るものを除く。)若しくは修理(湛水排除事業実施に伴い生じたものに限る。)、送電施設若しくは機場の設置、仮締切若しくはサイフォンの設置、排水機の購入、借入若しくは償却(法第10条の規定により補助を受けたものに係るものを除く。)に要した経費、排水機の運転に要する燃料費、電力料金及び労務費とする。

(適用除外とする事業)

第3 次の各号に掲げる事業は湛水排除事業として採択しないものとする。

- (1) 既設排水機の通常運転(湛水排除のため運転した日の属する月の過去5力年間(激甚災害に係る湛水排除事業を実施した年を除く。))の

最低を除いた4カ年の平均運転日数（排水機の設置後短年である場合にあっては前記に準じて算出した日数）に見合う揚水機の損料、償却費（別記5により算出した額）、燃料費、電力料金、労務費）及び既契約の基本電力料金

- (2) 応急湛水排除の目的を著しく逸脱したものと認められる排水機（恒久的に設置するもの、消防ポンプ、自家用水道ポンプ等他の効用の方が著しく大きいもの）の購入
- (3) 湛水以前の状況以上に行う排水事業
- (4) 事業の実施が確認できないもの

（事業実施の確認）

第4 湛水排除事業の確認は、原則として、現地において次の各号を調査して行うものとする。

- (1) 出来高の確認は、事業によって造成し若しくは取得した工作物又は機械器具、写真、工事日誌、契約書等によること
- (2) 燃料費及び電力料金は、排水機の運転日誌、燃料受払簿、電力会社の請求書、領収書等によること
- (3) 機械器具の修理は、当該機械器具の修理の必要性を検討し、請求書、領収書等によること
- (4) 送電施設は、電気工事業者の請求書、領収書等によること

（国庫補助の対象とする事業費等）

第5 湛水排除事業の事業費は、次の各号により決定するものとする。

- (1) 工事費については、実際に要した額と農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知）第7の規定により農林水産大臣の同意を得た設計単価及び歩掛により算出した場合の工事費の額と比較し、少額のを補助対象とする。
- (2) 排水機の購入に対する補助対象額は、別記1により算出した購入価格の55パーセントに相当する額の範囲内とする。
- (3) 排水機の借料に対する補助対象額は、別記2又は3により算出した額の範囲内とする。ただし、国の補助を受けて購入した排水機の貸付を受けた場合の借料については、当該排水機の購入費の額から国庫補助額を控除して得た額を基準とし、別記4により算出した額の範囲内とする。
- (4) 仮排水機場の設置は、必要最小限度とする。

- (5) 排水機の修理費は、運転中のもののみとし、必要最小限度とする。
- (6) 排水路の新設又は改修は、土水路を原則とするが、木造土留、柵工、暗渠工等技術上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (7) 既設排水樋門水門等の改修又は改築は、応急排水のために通水能力が不十分な場合等に限るものとし、その工法は、必要最小限度とする。
- (8) サイフオンの設置は、管水路による簡易施設とする。
- (9) 用地補償費は、必要不可欠な場合の立毛、用地等の補償とする。
- (10) 耐久資材鋼材（又はコンクリート製品）については、損料計算とする。ただし、材質、規格等他に転用しても利用度の少ないもの又は撤去に著しく費用のかかるものはこの限りでない。

別 記

1 . 機械購入価格

(1) 新品の場合

湛水排除事業を実施した年の5月（5月以前に湛水排除事業を実施した場合には、その前年の5月）における各都道府県庁所在地の価格を標準とし、これに運搬据付け及び揚水試験等の費用を加算した価格とする。

(2) 中古品の場合

下記算式により算出して得た価格とし、これに運搬据付及び揚水試験等の費用を加算した価格とする。

$$Y = A \left[1 - \frac{0.9}{X} B \right]$$

Y = 中古品購入最高限度額

A = 新品購入価格

X = 耐用年数

B = 使用年数

2 . 農林水産省保有小型ポンプ等の賃借料

土地改良機械器具の無償貸付等に関する省令（昭和34年7月21日農林省令第34号）第6条による貸付料とする。

$$\text{算式 } L = P \times \frac{(0.9+f) \times (1+0.08)}{X} \times \frac{6}{10}$$

L = 1日又は1時間当たりの単位貸付料額

P = 当該土地改良機械器具の購入価格

f = 当該土地改良機械器具の定期整備費率

X = 当該土地改良機械器具の耐用日数又は耐用時間数

3. 一般機械の賃借料

賃借料 = 運転日当たり賃借料 × 運転日数 + 供用日当たり賃借料 × 供用日数

運転日当たり賃借料 = 基礎価格 × $\frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用日数}}$

供用日当たり賃借料 =

基礎価格 × $\frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$

償却率は0.9とする。

4. 国の補助を受けて購入した団体等が所有する機械の賃借料

賃借料 = 運転日当り賃借料 × 運転日数 + 供用日当たり賃借料 × 供用日数

運転日当り賃借料 =

基礎価格 × $\frac{0.5 \left(\frac{\text{地元負担率}}{\text{残存価格率}} \right) + \text{維持修理費率}}{\text{耐用日数}}$

供用日当り賃借料 =

基礎価格 × $\frac{0.5 \left(\frac{\text{地元負担率}}{\text{残存価格率}} \right) + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用日数}}$

残存価格率は0.1とする。

5. 償却費の算出

(1) 国の補助を受けて購入した団体等が所有する機械の場合

$$Z = A \times \frac{B}{X} \times 0.9 \times m$$

(2) 一般機械の場合

$$Z = A \times \frac{B}{X} \times 0.9$$

Z = 償却費

A = 新規購入価格

X = 耐用日数 = 年間標準運転日数 × 耐用年数

B = 使用日数

m = 地元負担率

6. 適用機械及び基礎数値

上記1、3、4及び5が適用される機械は、渦巻ポンプ、水中ポンプ、エンジン及び電動機とする。

また、1、3、4及び5に用いられる耐用年数、基礎価格、維持修理費

率、年間標準運用日数、年間管理費率及び年間標準供用日数は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

§ 3 通 知

1 激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算の基礎 数値について

昭和62年 6 月 8 日 62構改D第574号

(構造改善局長から、地方農政局長、沖縄総合事務局長あて)

激甚災害に係る湛水排除事業査定要領(昭和47年11月10日付け47農地D第844号農地局長通知)の別記6の構造改善局長が別に定める基準は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準について」(昭和58年2月28日付け58構改D第147号構造改善局長通知)別表第1に定める土地改良事業機械損料算定表を準用するものとする。

2 激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算について

平成2年 4 月16日 2 - 2

(構造改善局防災課長から各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて)

このことについては、激甚災害に係る湛水排除事業査定要領(昭和47年11月10日付け47農地D第844号農地局長通知・以下「要領」という)及び「激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算の基礎数値について」(昭和56年6月30日付け56構改D第448号構造改善局長通知)によって計算することとされているが、査定業務の簡素化のため、要領の別記の諸数値について下記のとおりまとめたので参考にされたい。

なお、これに伴い昭和62年6月8日付け62 - 8 構造改善局防災課長通知は廃止する。

(記)

1 要領別記1の(2)耐用年数

渦巻ポンプ	40mm ~ 150mm	8年
水中ポンプ	40mm ~ 250mm	8年
ガソリンエンジン	2.2PS ~ 9.5PS	6年
ディーゼルエンジン	3.5PS ~ 8.2PS	5年
〃	10PS ~ 91PS	6年
電動機低圧	0.2KW ~ 7.5KW	10年
〃	11KW ~ 40KW	10年

2. 要領別記3の賃借料計算表

区 分	基礎 価格	運転日当たり賃借料	供用日当たり賃借料	規 格
公 式	A	$A \times \frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用日数}}$	$A \times \frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$	
渦巻ポンプ	A	$A \times \frac{1.55}{800}$	$A \times \frac{0.85}{1,120}$	m/m m/m 40 ~ 150
水中ポンプ	A	$A \times \frac{1.65}{800}$	$A \times \frac{0.85}{1,120}$	m/m m/m 40 ~ 200
ガソリン エンジン	A	$A \times \frac{1.40}{600}$	$A \times \frac{0.75}{780}$	PS PS 2.2 ~ 9.5
ディーゼル エンジン	A	$A \times \frac{1.35}{650}$	$A \times \frac{0.70}{650}$	PS PS 3.5 ~ 8.2
”	A	$A \times \frac{1.45}{780}$	$A \times \frac{0.75}{1,020}$	PS PS 10 ~ 91
電動機低圧	A	$A \times \frac{1.20}{1,100}$	$A \times \frac{0.95}{1,600}$	kw kw 0.2 ~ 7.5
”	A	$A \times \frac{1.25}{1,200}$	$A \times \frac{0.95}{1,600}$	kw kw 11 ~ 40

3. 要領別記4の賃借料計算表

区 分	基礎 価格	運転日当たり賃借料	供用日当たり賃借料	規 格
公 式	A	$A \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{維持修理費率}}{\text{年間標準運転日数} \times \text{耐用年数}}$	$A \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$	
渦巻ポン プ	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.1}{800}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.40}{1,120}$	m/m m/m 40~150
水中ポン プ	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.2}{800}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{1,120}$	m/m m/m 40~200
ガソリン エンジン	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.95}{600}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{780}$	PS PS 2.2~9.5
ディーゼ ル エンジン	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.9}{650}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.25}{650}$	PS PS 3.5~8.2
”	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.0}{780}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{780}$	PS PS 10~91
電動機低 圧	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.75}{1,100}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.50}{1,600}$	kw kw 0.2~7.5
”	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.80}{1,200}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.50}{1,600}$	kw kw 11~40

(注) m = 地元負担率

4 要領別記 5 の耐用日数

渦巻ポンプ	40mm ~ 150mm	800日
水中ポンプ	40mm ~ 250mm	800日
ガソリンエンジン	2.2PS ~ 9.5PS	600日
ディーゼルエンジン	3.5PS ~ 8.2PS	650日
〃	10PS ~ 91PS	780日
電動機低圧	0.2KW ~ 7.5KW	1,100日
〃	11KW ~ 40KW	1,200日